【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 近畿財務局長

【提出日】 平成28年4月15日

【会社名】 マルカキカイ株式会社

【英訳名】 MARUKA MACHINERY CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 竹下 敏章

【本店の所在の場所】 大阪府茨木市五日市緑町 2 番28号

【電話番号】 072(625)6551 代表

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦

【最寄りの連絡場所】大阪府茨木市五日市緑町 2 番28号【電話番号】072(625)6551 代表

【事務連絡者氏名】 取締役兼執行役員管理本部長 飯田 邦彦

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 162,250,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 マルカキカイ株式会社東京支社

(東京都中央区日本橋兜町22番6号(マルカ日甲ビル))

マルカキカイ株式会社中部支社

(名古屋市中区錦二丁目15番22号(りそな名古屋ビル))

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	110,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注)1.平成28年4月15日開催の取締役会決議によります。
 - 2.本有価証券届出書の対象とした募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式処分(以下、「本自己株式処分」といいます。)により行われるものであり、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。
 - 3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりであります。

名称:株式会社証券保管振替機構

住所:東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2 【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	110,000	162,250,000	-
一般募集	-	-	-
計 (総発行株式)	110,000	162,250,000	-

- (注)1.第三者割当の方法によります。
 - 2.発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(2)【募集の条件】

発行価格 (円)	資本組入額 (円)	申込株数単位 (株)	申込期間	申込証拠金 (円)	払込期日
1,475	-	100	平成28年5月2日	-	平成28年 5 月 2 日

- (注)1.募集株式の総数引受契約に基づく第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
 - 2.発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。
 - 3.上記株式を割当てた者から申込がない場合には、当該株式に係る割当てを受ける権利は消滅いたします。
 - 4.申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込をし、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払込むものとします。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
マルカキカイ株式会社 総務部	大阪府茨木市五日市緑町 2 番28号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社りそな銀行 大阪営業部	大阪市中央区備後町2丁目2番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取金額(円)
162,250,000	403,000	161,847,000

- (注) 1.発行諸費用の概算額とは、本有価証券届出書提出に係る書類作成費用であります。 なお、当該費用には消費税等は含んでおりません。
 - 2.新規発行による手取金の使途とは本自己株式処分による手取金の使途であります。

(2)【手取金の使途】

本自己株式処分により調達する資金161,847,000円については、払込期日以降順次、全額をレンタル用機械設備の購入資金等に充当する予定です。なお、支出実行までの資金管理は、当社預金口座にて管理を行います。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

- 1【割当予定先の状況】
 - a 割当予定先の概要(平成28年4月15日現在)

名称	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	
本店の所在地	東京都中央区晴海一丁目 8 番11号 (晴海アイランド トリトンスクエア オフィスタワーY)	
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 桑名 康夫	
資本金	51,000百万円	
事業の内容	有価証券等の管理業務、資産管理に係る信託業務・銀行業務	
主たる出資者及びその出資比率	三井住友トラスト・ホールディングス株式会社:66.66% 株式会社りそな銀行:33.33%	

b 提出者と割当予定先との間の関係(平成28年4月15日現在)

出資関係	該当事項はありません。	
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引関係	業績連動型株式報酬制度に係る信託の再信託受託者。	

業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)の内容

当社は、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者とする信託契約(以下「本信託契約」といいます。)を締結します。本信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。また、株式会社りそな銀行は日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社を再信託受託者として有価証券等の信託財産の管理を再信託します。割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、当該再信託に係る契約によって設定される信託であります。

(1) 本制度の概要

本信託は、あらかじめ当社が定めた「役員株式給付規程」に基づき、一定の受益者要件(注1)を満たした取締役(社外取締役を除く)及び委任契約をしている執行役員(以下「取締役等」という。)に対し、当社株式を給付する仕組みです。

当社は、当社の取締役等に役位及び業績達成度に応じて各事業年度にポイントを付与し、原則として当社取締役等が退任し、受益者要件を満たした場合、所定の受益者確定手続きを行うことにより、退任時に定められた確定ポイント数に応じた数の当社株式を給付します。取締役等に対し給付する株式については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。

当社は、「役員株式給付規程」に基づき取締役等に将来給付する株式をあらかじめ取得するために、株式会社 りそな銀行(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)(以下「信託銀行」といい ます。))に金銭を信託します。信託銀行は、役員株式給付規程に基づき将来付与されると合理的に見込まれる ポイント数に相当する数の当社株式を当社からの第三者割当により取得します。

また、第三者割当については、本信託と当社の間で本有価証券届出書の効力発生後に締結される株式譲渡契約に基づいて行われ、本信託を通じて信託銀行が当社株式を取得します。本信託内の当社株式に係る議決権行使は、信託の当社経営からの独立性を確保するため一律不行使とします。なお、信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。

(注1)受益者要件

下記(2)対象者に記載の者が受益者として株式の給付を受けることができる要件をいい、「役員株式給付規程」に定める以下の「対象株式給付事由」が生じた場合とします。但し、対象者が解任された場合又は対象者の在任中に重大な損害を会社に与える行為その他の当該行為に準じる非違行為があった場合には、当該対象者は、本制度による対象株式の給付を受ける権利を取得できません。

対象者が退任又は退職したとき 対象者が死亡したとき 本信託契約が終了したとき

(2) 対象者

当社の取締役(社外取締役を除く)及び委任契約をしている執行役員とします。

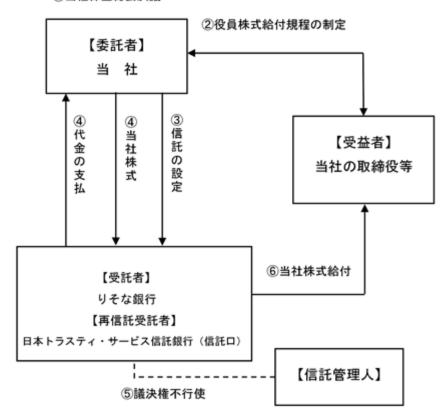
(3) 対象期間

本制度の対象期間は、平成28年11月末日で終了する事業年度から平成32年11月末日で終了する事業年度までの5事業年度(以下「当初対象期間」といいます。)及び信託期間が延長された場合には、当該5年経過後に開始される5年ごとの期間(以下、当初対象期間と併せて、各5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。)を対象とします。

(4) 本制度の運営に伴う信託の設定

当社は、本制度の運営に当たって、受託者との合意の上で、以下の信託を設定して運営いたします。

①当社株主総会決議



当社は本制度の導入に関して当社株主総会において役員報酬の承認決議を得ます(平成28年2月23日開催の第69回 定時株主総会において可決済みです)。

当社は本制度の導入に関して取締役会において役員報酬に係る役員株式給付規程を制定します。

当社は上記 の当社株主総会で承認を受けた範囲内で金銭を信託し、本制度の対象者である取締役等を受益者候補とする信託(本信託)を設定します。

本信託は、上記 で信託された金銭を原資として当社株式を当社(自己株式の処分)から取得します。

本信託内の当社株式については、信託期間を通じて議決権を行使しないものとします。

信託期間中、上記 の役員株式給付規程の定めにより、本制度の対象者である取締役等の役位及び業績達成度に応じて、取締役等にポイントが付与されます。退任時等、役員株式給付規程に定める一定の受益者要件を満たした取締役等に対して、付与されたポイントに応じた数の当社株式を給付します。

(5)信託期間

平成28年4月21日(予定)から平成33年4月末日(予定)までとします。

但し、信託期間の満了時において、信託契約の変更及び追加信託を行うことにより新たな株式報酬制度として本信託を継続することがあります。その場合、当初の信託期間と同一期間だけ本信託の信託期間を延長し、当社は延長された信託期間ごとに、第69回定時株主総会で承認決議を得た信託金の上限額の範囲内で、追加拠出を行い、引き続き延長された信託期間中、取締役等に対するポイント数の付与を継続します。但し、かかる追加拠出を行う場合において、延長する前の信託期間の末日に信託財産内に残存する当社株式(取締役等に付与されたポイントに相当する当社株式で交付が未了であるものを除く。)及び金銭(以下、「残存株式等」といいます。)があるときは、残存株式等の金額と追加拠出される信託金の合計額は、2億円を上限とします。なお、信託期間(信託期間が延長された場合には、延長時の信託期間)の終了時において、その後に受益者要件を満たし得る取締役等が存在している場合は、それ以降、取締役等に対するポイント付与は行われませんが、当該取締役等が受益者要件を満たし、当社株式の交付が完了するまで、又は取締役等が当社株式の給付を受ける権利を有しないことが確定するまで、本信託の信託期間は延長されるものとします。(注2)

(注2)信託期間と対象期間

信託期間は、原則、上記(3)に記載の対象期間ごとに延長します。役位及び業績達成度に応じた各事業年度のポイント計算等の手続きのため、対象期間ごとの末日の5カ月後の応当日を信託期間の末日とします。

(6) 信託内の当社株式の配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当金は、信託が受領し、当社株式の取得・信託報酬等の信託費用に充当されることになります。なお、本信託が終了する場合において、本信託内に残余する配当金は、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

(7) 信託終了時の残余財産の取扱い

本信託終了時における本信託の残余財産のうち、当社株式については、全て当社が無償で取得した上で、取締役会決議により消却するまたは公益法人に寄付することを予定しています。本信託終了時における本信託の残余財産のうち、金銭については、その時点で在任する本制度の対象者に対し、各々の累積ポイントの数に応じて、按分して給付する、または公益法人に寄付することを予定しています。

c 割当予定先の選定理由

当社は、本制度の導入にあたり、円滑な導入や導入後の事務体制や過去の実績、本信託に係る事務コスト等を他社比較等も含めて総合的に勘案した結果、株式会社りそな銀行より提案のありました本信託を導入することといたしました。

また、当社は機動的な資本政策や資本効率の向上を目的とし、自己株式の取得を行ってまいりましたが、本信託導入にあたり、金庫株の有効活用のため自己株式の割当を行うこととなりました。

これらの経緯を踏まえ、本信託においては「業績連動型株式報酬制度の内容」に記載しましたとおり、当社を委託者、株式会社りそな銀行を受託者として本信託契約を締結した上で、当社が、本信託の受託者である株式会社りそな銀行の再信託受託者である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)を割当予定先として選定したものであります。

d 割り当てようとする株式の数

110,000株

e 株券等の保有方針

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、本自己株式処分により取得する当社株式を、本信託契約に基づき、信託期間内において役員株式給付規程に基づき当社株式を受益者に給付するために保有するものです。

なお、当社は割当予定先の日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)との間において、割当日(平成28年5月2日)から2年間において、当該割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を当社に書面にて報告すること、当社が当該報告内容を東京証券取引所に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書提出の内諾を得ております。

f 払込みに要する資金等の状況

割当予定先の払込みに要する資金に相当する金銭につきましては、当社から株式会社りそな銀行(再信託受託者:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)へ信託する当初信託金をもって、割当日において信託財産内に存在する予定である旨、本信託契約により確認を行っております。

g 割当予定先の実態

割当予定先である日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)は、割り当てられた当社株式に係る議決権行使について、信託管理人又は受益者代理人の指図に従います。信託管理人には、当社と利害関係を有しない第三者が就任します。なお、受益者が存在するに至った場合には、信託管理人が受益者代理人に就任します。また、本信託内の当社株式に係る議決権は信託の経営からの独立性を確保するため一律不行使といたします。

なお、割当予定先が暴力もしくは威力を用い、または詐欺その他の犯罪行為を行うことにより経済的利益を享受しようとする個人、法人その他団体(以下「特定団体等」といいます。)であるか否か、及び割当予定先が特定団体等と何らかの関係を有しているか否かについては、割当予定先のホームページ等の公開情報に基づき調査いたしました

その結果、当社といたしましては割当予定先が特定団体等でないこと及び割当予定先が特定団体等と何ら関係を有していないと判断いたしました。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

a 払込金額の算定根拠及び合理性に関する考え方

本自己株式処分は、本制度の導入を目的として行います。1株あたりの払込金額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議(以下、「本取締役会決議日」という。)の直前1カ月間(平成28年3月15日から平成28年4月14日)の東京証券取引所における当社株式の終値の平均値である1,475円(円未満切捨て)といたしました。

これは、一定期間の平均株価という平準化された値を採用することで、一時的な株価変動の影響など特殊要因を 排除することができ、また、算定期間を直近1カ月としたのは、直近3カ月、直近6カ月と比較して、直近のマー ケットプライスに最も近い一定期間を採用することで、より算定根拠として客観性が高く合理的であると判断した ためであります。

当該価格は、本取締役会決議日の直前営業日(平成28年4月14日)の終値である1,328円からの乖離率は+11.07%、本取締役会決議日の直前3カ月間(平成28年1月15日から平成28年4月14日まで)の終値の平均値である1,417円(円未満切捨て)からの乖離率は+4.09%、同直前6カ月間(平成27年10月15日から平成28年4月14日まで)の終値の平均値である1,606円(円未満切捨て)からの乖離率は-8.16%となっており、これらを勘案した結果、特に有利な金額には該当せず、合理的なものと判断いたしました。

上記1株あたりの払込金額につきましては、取締役会に出席した監査役3名(うち2名は社外監査役)全員が、 特に有利な金額に該当しない旨の意見を表明しております。

b 処分数量及び株式の希薄化規模の合理性に関する考え方

処分数量につきましては、役員株式給付規程に基づく付与株式数と見込まれる受給予定者数に基づき算定した給付予定株式総数に相当するものであり、平成27年11月30日現在の発行済株式総数9,327千株に対し1.18%(小数点第3位を四捨五入。平成27年11月30日現在の総議決権個数87,960個に対する割合1.25%)となりますが、役員株式給付規程に基づく株式の給付は、取締役の退任等に伴うもので緩やかに行われるため、本自己株式処分による株式が大量に株式市場に流出することは考えられません。加えて、本自己株式処分は、取締役等の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるものであり、当社の企業価値の向上に繋がることから、その希薄化の規模は合理的であり、流通市場への影響は軽微であると考えております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合 (%)	割当後の所 有株式数 (千株)	割当後の総 議決権数に 対決を 議決権数の 割合(%)
コベルコクレーン株式会社	東京都品川区北品川5-5-15	594	6.76	594	6.68
株式会社不二越	富山県富山市不二越本町1-1-1	576	6.55	576	6.47
あいおいニッセイ同和損害保 険株式会社(常任代理人 日 本マスタートラスト信託銀行 株式会社)	東京都渋谷区恵比寿1-28-1 (東京都港区浜松町2-11-3)	550	6.26	550	6.18
株式会社りそな銀行	大阪市中央区備後町2-2-1	350	3.98	350	3.93
株式会社みずほ銀行(常任代 理人 資産管理サービス信託 銀行株式会社)	東京都千代田区大手町1-5-5 (東京都中央区晴海1-8-12)	328	3.73	328	3.69
HORIZON GROWTH FUND N.V. (常任代理人 株式会社三菱 東京UFJ銀行)	CURACAO ZEELANDIA OF FICE PARK KAYA W.F.G. (JOMBI) MENSING 14,2ND. (東京都千代田区丸の内2-7-1)	289	3.30	289	3.26
マルカキカイ従業員持株会	大阪府茨木市五日市緑町2-28	283	3.22	283	3.18
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	255	2.90	255	2.87
乾 孝義	兵庫県芦屋市	208	2.38	208	2.35
ダイハツ工業株式会社	大阪府池田市ダイハツ町1-1	200	2.28	200	2.25
計		3,634	41.32	3,634	40.85

- (注)1.平成27年11月30日現在の株主名簿を基準として記載しております。
 - 2.上記のほか当社保有株式の自己株式536千株(平成28年4月1日付で、株式会社管製作所の株式を取得し、子会社化したことに伴う、子会社が保有する当社普通株式7千株が含まれております)は、割当後426千株となります。
- 6 【大規模な第三者割当の必要性】 該当事項はありません。
- 7【株式併合等の予定の有無及び内容】 該当事項はありません。
- 8 【その他参考になる事項】 該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者(その関連者)と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

第1 事業等のリスクについて

後記「第四部[組込情報]」の有価証券報告書(第69期)及び四半期報告書(第70期第1四半期)(以下「有価証券報告書等」といいます。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等提出日以降、本有価証券届出書提出日(平成28年4月15日)までの間に生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。

第2 臨時報告書の提出

後記「第四部[組込情報]」の有価証券報告書(第69期事業年度)の提出日(平成28年2月24日)以後、本有価証券届出書提出日(平成28年4月15日)までの間において、以下の臨時報告書を近畿財務局長に提出しております。

[平成28年2月26日提出臨時報告書]

1 提出理由

平成28年2月23日開催の当社第69回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成28年2月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金20円

第2号議案 定款一部変更の件

「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)の施行に伴い、業務執行を行わない 取締役及び社外監査役でない監査役との間でも責任限定契約を締結することが可能となりまし たので、適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、 第27条(取締役の責任免徐)及び第35条(監査役の責任免除)の一部を変更するものでありま す。

また、法令で定める監査役の員数が欠くことになる場合に備え、補欠監査役の選任の効力に関する規定を新設するものであります。

第3号議案 取締役1名選任の件

長崎伸郎を取締役に選任するものであります。

第4号議案 監査役2名選任の件

古澤哲、牛島慶太を監査役に選任するものであります。

第5号議案 補欠監査役1名選任の件 佐竹明を補欠監査役に選任するものであります。

第6号議案 退任取締役に対する退職慰労金贈呈及び役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件 取締役を退任する吉儀裕之に対し、在任中の労に報いるため退職慰労金を贈呈することを決議 するものであります。

また、当社は役員報酬制度の見直しの一環として、平成28年1月13日開催の取締役会において、役員退職慰労金制度を本総会の終結の時をもって廃止することを決定いたしました。これに伴い、任期途中の取締役6名及び監査役2名に対し、これまでの労に報いるため、それぞれの就任時から本総会の終結の時までの在任期間を対象とし、当社の定める一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を打ち切り支給することにいたします。

第7号議案 取締役等に対する業績連動型株式報酬等の額及び内容決定の件

取締役(社外取締役を除く)及び当社と委任契約をしている執行役員を対象に、中長期的視野をもって業績の向上と企業価値の増大への貢献意識を高めることを目的とした業績連動型株式報酬制度の導入をお願いするものであります。

(3)決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛 成割合(%)
第1号議案	54,576	639	1	(注)1	可決 (98.84%)
第2号議案	55,156	59	-	(注)2	可決 (99.89%)
第3号議案					
長﨑・伸郎	54,318	897	-	(注)3	可決 (98.38%)
第4号議案					
古澤 哲	48,373	6,842	-	(注)3	可決 (87.61%)
牛島慶太	55,086	129	-	(注)3	可決 (99.77%)
第5号議案					
佐竹 明	54,859	356	-	(注)3	可決 (99.36%)
第6号議案	48,320	4,942	1,953	(注)1	可決 (87.51%)
第7号議案	54,941	274	-	(注)1	可決 (99.50%)

- (注)1.出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議 決権の3分の2以上の賛成による。
 - 3.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。
 - (4)議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由 本総会前日までの事前行使分により、各議案の可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本 総会当日出席の株主の賛成、反対及び棄権に係る議決権数は加算しておりません。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	第69期	自 平成26年12月1日 至 平成27年11月30日 近畿財務局長に提出
四半期報告書	第70期第1四半期	自 平成27年12月1日 平成28年4月11日 至 平成28年2月29日 近畿財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出されたデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について(電子開示手続等ガイドライン)」A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

EDINET提出書類 マルカキカイ株式会社(E02891) 有価証券届出書(組込方式)

第五部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

第六部【特別情報】

第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成28年2月23日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

近畿第一監查法人

代表社員 公認会計士 寺井 清明 印 業務執行社員

代表社員 公認会計士 伊藤 宏範 印 業務執行社員

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当 監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用され る。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制 を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価 も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社及び国内連結子会社は当連結会計年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、マルカキカイ株式会社の平成27年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、マルカキカイ株式会社が平成27年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1.上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2 . XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成28年2月23日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

近畿第一監查法人

代表社員 公認会計士 寺井 清明 印 業務執行社員

代表社員 公認会計士 伊藤 宏範 印 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成26年12月1日から平成27年11月30日までの第69期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、マルカキカイ株式会社の平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

「会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は当事業年度より、有形固定資産の減価償却方法を定率法から定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

EDINET提出書類 マルカキカイ株式会社(E02891) 有価証券届出書(組込方式)

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 4 月11日

マルカキカイ株式会社

取締役会 御中

近畿第一監査法人

代表社員 業務執行社員 公認会計士 寺井 清明 印

代表社員 公認会計士 伊藤 宏範 印 業務執行社員 公認会計士 伊藤 宏範 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマルカキカイ株式会社の平成27年12月1日から平成28年11月30日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)及び第1四半期連結累計期間(平成27年12月1日から平成28年2月29日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を 作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する 結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠し て四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マルカキカイ株式会社及び連結子会社の平成28年2月29日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

「重要な後発事象」に記載されているとおり、会社は、平成28年4月1日付で、株式会社管製作所の株式を取得し、子会社化した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注)1.上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。